

●香川県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき平成27年4月1日付けで道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年3月31日から同年4月21日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市柞田町字熊岡乙2337 番1地先から	前	6.5~39.7	1,950	市道移管による不用物 件化
		15.6~66.1	1,930	
観音寺市豊浜町姫浜字切戸21 番1地先まで	後	15.6~66.1	1,930	